

「いばらき子どもＳＮＳ相談」受付対応業務委託に係る 公募型プロポーザルの実施について

茨城県では、「いばらき子どもＳＮＳ相談」受付対応業務委託について、下記のとおり公募型プロポーザルを実施しますので、応募しようとする者は、下記の内容を熟知のうえ、応募願います。

また、詳細は、「「いばらき子どもＳＮＳ相談」受付対応業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」（別添ＰＤＦファイル）を参照願います。

記

1 委託業務名

「いばらき子どもＳＮＳ相談」受付対応業務委託

2 事業内容

県内の小中高生を対象に、身近なＳＮＳ（LINE及びWEB）を活用した相談窓口を開設し、様々な不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備することにより、いじめ等を早期に発見し、心のケアを図る。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

4 応募資格

次の要件を全て満たすことができるものとする。

- (1) 「いばらき子どもＳＮＳ相談」受付対応業務を適切に行うことができる者であること。
- (2) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は第3号に規定する者でないこと。

5 審査

(1) 審査方法

- ア 企画提案内容について、企画提案審査会を開催し、審査委員による審査を行う。

イ 企画提案審査会においては、提出書類により審査する。

ウ 企画提案提出者は、当該提案についてプレゼンテーションを行う。なお、プレゼンテーションの実施予定日は、令和8年2月26日（木）とする。

(2) 選定結果の通知

企画提案審査会の審査結果に基づき、受託候補者を選定し、選定後、速やかに結果を通知する。なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(3) 審査基準

審査基準項目	着眼点等
1 実施体制	<ul style="list-style-type: none">・確実に業務を遂行できる実施体制になっているか。・事業実施にあたり、担当者の役割が明確であるか。・教育相談の観点から、その知識ノウハウ、経験等を十分生かせることができるか。・スキルと経験を持つスタッフがいるか。・個人情報の管理体制は整っているか。
2 SNS相談受付対応業務に対する認識・課題の把握	<ul style="list-style-type: none">・児童生徒の相談に対して、心理的な状況を鑑み、最適な応対に努め、当該児童生徒が安心して相談できる状況をつくることにより、再度相談したいと思う応対をすることができるか。・業務従事者にSNSを活用した相談に関する研修を実施し、電話相談や対面による相談とは異なる相談技法の習得に努めることができるか。等
3 企画内容	<ul style="list-style-type: none">・提案内容が、事業目的達成のため、計画性、具体性及び妥当性並びに実施の可能性を伴ったものであるか。・事業の実績や効果、課題等を分析し、評価することができるか。
4 費用の積算	<ul style="list-style-type: none">・費用の積算は合理的な内容になっているか。

6 問い合わせ先

茨城県教育庁学校教育部 生徒支援・いじめ対策推進室

〒310-8588 水戸市笠原町978番6

電話：029-301-5262

E-mail：seitoshien2@pref.ibaraki.lg.jp

7 応募手続等

(1) 提出期限

令和8年2月19日（木）午後5時まで

(2) 提出場所及び問い合わせ先

上記6の問い合わせ先に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送によることとし、郵送による場合は、提出期限内必着の簡易書留

郵便に限る。

持参による提出の受付時間は、土曜日、日曜日を除く平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日を除くものとする。

8 その他留意事項

- (1) 事業の成果は茨城県に帰属する
- (2) 受託者は、個人情報の取扱いには厳重に注意し、漏えい、滅失等がないようその管理を徹底しなければならない。
- (3) 受託者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。業務委託が完了した後でも同様とする。
- (4) 当該調達に係る令和8年度当初予算が否決された場合又はその執行が停止された場合は、この公告によって生じた一切の権利及び義務は効力を失うものとする。

○ 添付書類

- ・ 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
- ・ 業務委託仕様書